

(事務連絡)

平成 30 年 4 月 27 日

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 会長 殿

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長

食品ロス削減に資する啓発資材について

平成 30 年 4 月 17 日付で農林水産省及び環境省が公表した通り、我が国において本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」は平成 27 年度には約 646 万トン発生しており、そのうち約 357 万トンが食品産業から発生したと推計されています。

食品産業からの食品ロスには小売事業者からの廃棄が相当程度含まれており、これを削減するための取組が進められています。その一環として、農林水産省及び環境省では、小売事業者や地方自治体が活用可能な啓発資材を公表しました（※）。

これらの啓発資材については、会社や地方自治体のロゴマークや名前を加えるなどして御利用いただけますので、各小売店舗において活用いただきますよう会員企業へ周知願います。

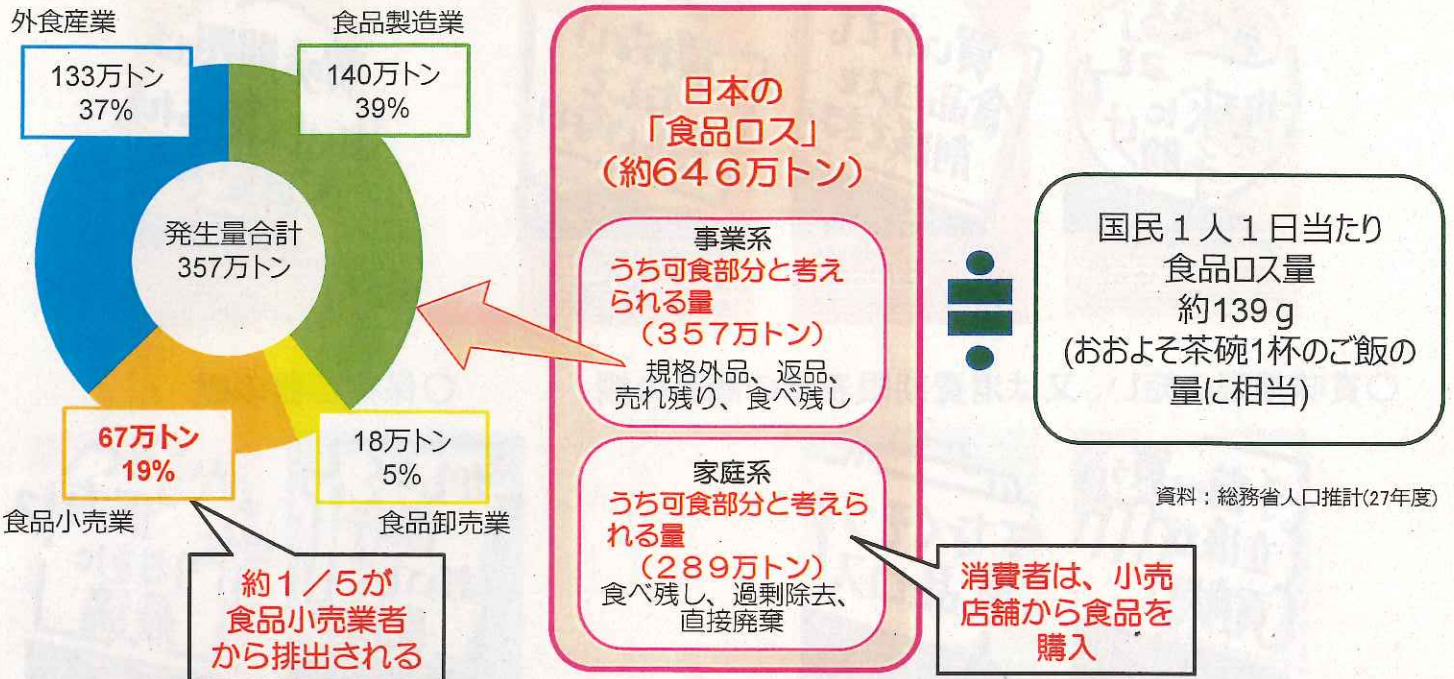
なお、全国的に時期を合わせて啓発することが効果的であることから、3R 推進月間や世界食料デー月間が 10 月であること等を踏まえ、特に 10 月を啓発月間として積極的な活用をお願いします。

※ 農林水産省の啓発資材に関しては、農林水産省の補助事業において作成しその効果の実証実験を行いました。実証実験では、店頭で啓発資材を掲示することにより、消費者にメッセージを共感いただいたことや、食品ロスに対する職員の意識向上が図られたことから、実験店舗における廃棄率等が改善したことが確認されました。

○食品小売業における食品ロスの量

(別添1)

- 日本の食品ロス (年間約646万トン (27年度推計)) は、国民1人当たりが毎日茶碗1杯分捨てている量に匹敵
- **食品小売業**で発生する食品ロスの量は、**事業系食品ロスの約1/5に相当**
- 消費者は小売店舗にて食品を購入する機会が多く、**買い方が家庭での食品ロスにも影響**



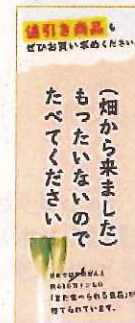
○食品業界の取組 ～小売店頭でのお客様への呼びかけ～

- ✓ 消費者の過度な鮮度志向や購買行動が食品ロスにつながることもある→お客様がすぐに行動にうつせる小売店頭で、呼びかけを行うことが重要。
- ✓ 農林水産省補助事業において、大手流通業者と連携して、店頭における消費者への啓発資材による食品ロス削減効果を実証。アンケート調査では、半数近くの消費者が食品ロス削減に向けた買い物をするという反応。また、実験店舗において廃棄率等が改善したことを確認。

○農林水産省：H29年度補助事業



○京都市→
(H28年度事業)
「広告に気付いて購入する気になった」と答えた人が13%



小売店頭用の広報資材の制作・店頭掲示実験報告書

消費者の購買行動に対する意識調査



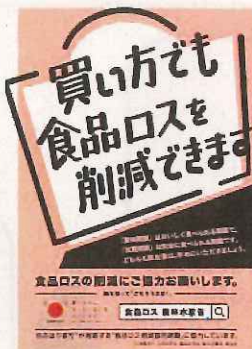
<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/attach/pdf/180417-2.pdf>

農林水産省公表啓発資材及び使用場所の例

(別添2)

A3サイズ各種ポスター ※他にも各種サイズがあります。

○見切り品商品の棚



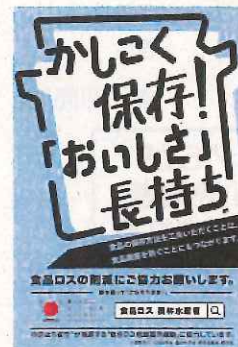
○賞味期限表示の商品の棚



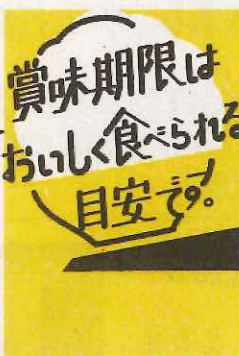
○賞味期限の短い、又は消費期限表示の商品の棚



○保存容器の棚



○サブメッセージやロゴマークなどを可変できるバージョン



※農林水産省HPでダウンロードできます



http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/keihatsu.html

<留意事項>

- 本資材については、メインメッセージ以外、ロゴマークなどを変更して自由に活用いただけます。
- 食品ロス削減国民運動シンボルマーク「ろすのん」をご活用いただく場合、使用申請がお済みで無い方は使用に当たって申請手続きが必要となります。「ろすのん」の代わりに各自治体のキャラクターや店舗のロゴ等を活用する場合は申請の必要はございません。
- 以下の場合の使用を禁止します。
 - ①主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
 - ②食品ロス削減についての正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
 - ③法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - ④不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
 - ⑤特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - ⑥その他、農林水産省が不適切と判断する場合

環境省による啓発資材

【ダウンロード用 URL】

【ポスター】



環境省単独バージョン



環境省×市町村等バージョン



市町村等単独バージョン

【POP】

白黒POP、レールPOP (A4サイズ以上で出力し、カットしてご使用ください)

色刷POP、レールPOP (A4サイズ以上で出力し、カットしてご使用ください)

色刷POP、レールPOP (A4サイズ以上で出力し、カットしてご使用ください)



環境省単独バージョン



環境省×市町村等バージョン



市町村等単独バージョン



(コンセプト)

食品ロス削減に向けた消費者による取組の1つとして、「すぐに食べる」商品については、賞味期限や消費期限がより長い商品を選択的に購入するのではなく、陳列順に購入することが挙げられます。

「すぐたべくん」は、このような消費行動を消費者に訴えかけるキャラクターです。

(提供啓発資材の内容)

ポスター2種及び商品棚で使うポップ(消費期限バージョン(黄色)と賞味期限バージョン(ピンク))です。所定の箇所に地方自治体等のロゴや名前を入れることも可能です。

【利用の手順及び留意点】

- ・ 環境省のロゴのみが記載されたポスターについては、各自ダウンロードし御自由に御活用ください。
- ・ 地方自治体等の名前やロゴを追加して利用される場合には、データをダウンロードしていただき、名前やロゴを加えて御活用ください。
- ・ ポスターの現物支給は行っておりませんので、御自身で印刷をお願いいたします
- ・ なお、以下の事項については御遠慮願います。
 - ①キャラクターの単体での使用
 - ②色を変えての使用
 - ③キャラクター名とロゴを外しての使用
 - ④テキストの一部又は全部を削除しての使用
 - ⑤新たにテキスト(地方自治体等の名前やロゴを除く)を追加しての使用
 - ⑥所定の場所以外への地方自治体等の名前やロゴを追加しての使用
 - ⑦装飾の変更・追加をしての使用
 - ⑧頭を切るなどのトリミングをしての使用
 - ⑨キャラクターの大きさの比率を変えての使用
- ・ また、以下の場合の使用を禁止します。
 - ①主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
 - ②食品ロス削減についての正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
 - ③法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - ④不当利益をあげることが目的とするような使用となる場合
 - ⑤特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - ⑥その他、環境省が不適切と判断する場合

<問い合わせ先>

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室食品リサイクル担当
TEL:03-5501-3153